



令和 8 年 9 月 2 4 日

各関係団体の長 殿

福島労働局長
(公印省略)

福島県最低賃金額の改定に伴う周知広報等について（依頼）

労働行政の運営につきましては、日頃から特段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福島県最低賃金額は、令和 8 年 1 0 月 1 6 日から 1, 0 9 4 円となります。

最低賃金制度は、常用、臨時、アルバイト等の名称にかかわらず、福島県内のすべての労働者に適用されるものであり、当局は最低賃金額の改定について周知広報に努めております。

つきましては、貴職におかれましても最低賃金制度の重要性についてご理解をいただき、別添のリーフレット等を掲示いただき、改定される福島県最低賃金額の周知にご活用を賜りますようお願い申し上げます。

また、最低賃金の改定に対応して賃金の引き上げを行う場合には、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種施策をご利用いただけますので、別添のリーフレットや厚生労働省のホームページ（下記の二次元コード参照）をご参考に、周知にご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

【業務改善助成金】

【キャリアアップ助成金】



【担当者】〒960-8513

福島市花園町 5-46

福島労働局

賃金室（最低賃金）TEL 024-536-4604

雇用環境・均等室（業務改善助成金）TEL 024-536-4609

職業対策課（キャリアアップ助成金）TEL 024-529-5409

福島県最低賃金

時間額 **1,094円**

(令和8年10月16日 発効)



福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスコットキャラクター 福まる

会社員、パート、アルバイトの方、学生さん、はたらく
すべての人と雇う人のためのルールだよ！

「賃上げ」支援助成金パッケージを活用しよう！
賃金引き上げを支援する各種施策です



厚生労働省

福島労働局

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

※申請の締切は令和8年10月15日
までです！

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

デジタル化・AI導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁
ミラサポplus



最低賃金の計算
はこちらから

厚生労働省
最低賃金かどうか
を確認する方法



詳細はQRコード
から！